

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 早田 清冷

「古典満洲語属格標識 -i の研究」は、満洲語の属格標識 -i の性質を明らかにすることにより、その意味の正確な記述を目指したものである。(以下では、属格標識 -i を含む名詞句を「属格名詞句」、それにより修飾される名詞句を「主要部名詞句」と言う。) 満洲語は現在、中国・東北地方の僅かな話者を除けば、口語としては継承されていないが、清朝期に著された豊富な文献を有する言語である。なお、古典満洲語は、主に 17 世紀から 18 世紀にかけて清朝で用いられ、ソグド文字に由来する満洲文字で表記される。

本論文が対象とする古典満洲語の属格名詞句には、いわゆる所有関係を表す用法 (lioi·bu-i gida 「呂布の槍」) 以外に、動詞連体形で終わる従属節の主語を表す用法 (jangda-i wa-ha be donji-fi 「張達の (=が) 殺したのを聞いて」。以下、「主語用法」) や、同格用法として取り扱われてきた用法 (min-i sakda niyalma 「老人の私 (lit. 私の老人)」。以下、「同格用法」) がある。本論文は、同格用法が所有関係を表す用法の拡張としてではなく、主語用法に含まれることを主張する。

本論文の第 1 章は、満洲語の満洲ツングース語族の中での位置付け、主な言語特徴、表記の変遷などを通じて、その概要を提示する。第 1 章ではまた、対象とする『満文三国志』の古典満洲語文献の中での特徴が述べられ、さらに、属格標識を含む、全ての格標識の形式、意味、用法が解説され、本論文を理解するための基本情報が与えられる。

第 2 章では、本論文が扱う属格標識の『満文三国志』における表記の揺れが検討され、いずれの表記の揺れも属格標識の機能を反映したものではないことが示される。

第 3 章は、対象とする『満文三国志』の言語特徴が、前半と後半で異なることを明らかにし、属格標識 -i の出現頻度も、一部の条件下で、後半に減少することを指摘する。

以上の準備の後、本論文の中心となる第 4 章では、いわゆる同格用法に分類される属格名詞句と主要部名詞句とが、実は従属節 (主要部内在型関係節を含む) を形成しており、所有関係を表す場合とは異なる構造を持つことが論証される。その根拠となるのは、(i) 満洲語には音形を持たない (ゼロ形式の) コピュラ動詞未完了連体形があること、(ii) 同格用法に現れる属格名詞句と主要部名詞句の組み合わせが、明らかなコピュラ文で確認できること、(iii) 同格用法の中に明らかに節とみなすべき例があること、である。

第 5 章は、従来からやはり同格用法とされてきた、主要部名詞句が数量表現を含む場合を検討し、それが、第 4 章で主張した同格用法の特徴に適合しないことを明らかにする。

第 6 章は、結論をまとめるとともに、他の言語 (特に、アルタイ諸語と呼ばれる諸言語) の所有表現研究への影響や残された課題について言及する。なお、巻末には、本論文の例文に現れた語や接辞のリストが完備され、本論文の可読性を高めている。

本論文の主張は、用例の悉皆調査、統計的検定を用いた有意差の客観的な判断、明確な根拠に基づいており、十分に説得力を持つものとなっている。特に、関与するすべての用例の検討と慎重な論理展開は高く評価できる。記述がやや簡略にすぎる箇所がないわけではないが、論文自体の価値を減ずるものではない。

以上の理由により、審査委員会は、本論文が博士 (文学) の学位を授与するに十分値するものと判断する。